

生活援護課相談室利用ルールの明確化について

■生活援護課相談室利用ルールの明確化

○今回、生活援護課相談室において、市民から市民への不適切な言動行為や恐喝行為が行われたとされている。

庁舎内相談室の利用にあたっては具体的にルールを定める必要があり、これについて下記の通り整理する。

- ・生活援護課相談室は職員の同席なく、市民のみでの利用はしない。
- ・市民同士による暴行になり得る行為や金銭貸借等トラブルとなり得る行為を防止するため、職員が同席であっても、本来の目的以外で生活援護課相談室を利用しないこと。
- ・生活援護課相談室で面談中に、暴行になり得る行為や市民同士の金銭貸借等トラブルとなり得る行為が起きた際は、同席した職員が制止し、速やかに上司に相談し、組織的な対応を行うこと。